

## 江別市消防署 メール119番通報システム ご利用案内

江別市では、電子メールによる119番通報の受け付け「メール119番通報システム」を平成23年3月25日から行っております。

本システムの登録をご希望される方は、この利用案内を必ずご覧になったうえで登録をお願いいたします。

### 1 「メール119番通報システム」とは

従来の電話での対話形式による通報が困難な方が、携帯電話機、パソコン等（以下「携帯電話機等」という）のEメールにより救急車や消防車の要請が出来るシステムです。

### 2 ご利用できる方（利用条件）

- (1) 事前に登録をされたアドレス（以下「登録アドレス」という）に限り利用できる「登録制」とさせていただきます。事前に登録をされていないアドレスからは、通報することができません。

なお、登録は、聴覚または言語等に障がいのある方のうち、江別市内に居住している方か、江別市内に通勤・通学している方に限らせていただいております。

また、18歳未満のご利用につきましては、保護者の方が申し込みを行ってください。

- (2) 利用登録後に携帯電話や登録事項に変更が生じた場合は、速やかに消防署までご連絡の上、申込書により変更手続きを行ってください。

変更手続きが行われない場合、通報が正常に受け付けられない場合があります。

### 3 ご利用のルール（注意事項）

- (1) 江別市内への救急車や消防車の要請に限り利用することができます。

問い合わせ、ご相談等には応じる事が出来ません。

登録情報に虚偽が発見された場合や、明らかに迷惑メールと判断されるメールがメール119番通報に着信した場合等、目的外利用を確認した場合は、登録を抹消させていただきます場合がありますので、予めご了承ください。

- (2) 一般のメールサービスを利用していますので、メールの遅延や消失してしまふことがあります。消防から「救急車が向いました」などの返信メールがない場合は、通報メールが届いていない可能性がありますので、他の手段により通報してください。

- (3) メールには、日本語を用い、外国語や絵文字などは使用しないでください。また、画像の添付やその他特別なアプリケーションソフトには対応していませんので、使用しないでください。

- (4) 緊急時連絡先に登録いただいた親族・協力者等の方には、通報の状況により、昼夜を問わず、消防署から緊急連絡をする場合があります。

緊急連絡先に登録いただく方には、必ず趣旨を説明し同意を得てください。

- (5) 利用登録にあたり、予めEメールサービスの利用契約をすませてください。

- (6) 通報や登録にかかる通信利用料、プロバイダ利用料等は、利用者負担となります。

- (7) 携帯電話通信網は無線を利用しているため、トンネル、地下、建物内等、電波の届かない所、及び携帯電話通信網のエリア外では、メール119システムがご利用できません。
- また、山間部等、携帯電話通信基地局の少ない所や電波の弱い所、及びイベント会場等、携帯電話通信網への接続が多い所では、メール119システムがご利用できなくなる場合があります。
- (8) メール119システムのメンテナンス及び障害等に起因して、システムを一時停止する場合があります。
- メンテナンス等、事前に周知可能な場合については、利用者様に対しEメールにて事前に一時停止する旨を通知します。
- (9) 定期的に登録アドレスに消防情報メールを送信し、アドレスの有効性を確認します。メールが受信されない場合は、アドレスが存在しないものと判断し登録を抹消する場合がありますので、住所、アドレス等の登録内容に変更が生じましたら、速やかに登録内容の変更処理をしてください。
- また、迷惑メール、未承諾広告メールの受信を含め、メールの着信拒否設定をされている方は、登録前に設定を解除してください。
- (10) 登録者以外の者にメール119システムのメールアドレス（緊急通報送信先）は、教えないでください。

お問合せは、江別市消防署管理課指令係までお願いいたします。

#### 4 ご利用手続き

##### (1) 申し込み方法

申請書に必要事項を記入の上、下記窓口までお申し込みください。

江別市消防署管理課指令係

電話 011-382-5453

FAX 011-382-8061

Eメール [shirei@city.ebetsu.lg.jp](mailto:shirei@city.ebetsu.lg.jp) (メール119のアドレスとは異なります)

##### (2) 登録・利用開始通知

消防署で、申請書に基づきメール119システムへの登録作業を行います。

登録完了後、消防署から申込みされたメールアドレスに登録完了メールを送信します。更に、メール119番通報登録通知書を郵送いたします。

このメールが正常に受信出来て、通知書が発送された時点をもって、ご利用可能となります。

##### (3) 必要事項登録

登録完了メールに記載されたメールアドレスが、メール119システムのメールアドレスとなります。このアドレスが、緊急時の通報用アドレスになります。

忘れる事の無い様に、携帯電話等に登録してください。

また、本利用案内に記載されている通報用様式を、火災用と救急用の2通りの文章を、メール119システムのメールアドレスと共に、携帯電話の定型文（携帯電話の機種による）に登録し、緊急時に直ちに使用できるようにしてください。

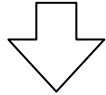
##### (4) 登録内容の変更及び抹消

登録内容の変更又は利用を中止する場合は、申請書に必要事項を記入の上、(1)の申し込み方法と同様の方法で申請してください。

## 【申し込みから登録までの流れ】

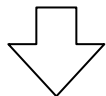
利用者

申請書を江別市消防署管理課指令係で受取り又は、インターネットでダウンロード後、必要事項を記入。



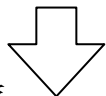
利用者

申請書を江別市消防署管理課指令係に提出。



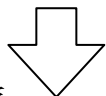
消防署管理課指令係担当者

申請書の内容確認。



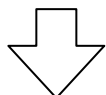
消防署管理課指令係

メール119システムへデータ登録。



消防署管理課指令係

申し込みされたメールアドレスに登録完了メールを送信。  
郵送にて、メール119番通報登録通知書を送付。



利用者

メール119システムのメールアドレス及び通報用様式(火災用と救急用)を携帯電話の定型文等に登録。

送信用定型文

通報用様式(火災用)

件名	火災
本文	
住所	〇〇町 〇〇番地〇 〇〇宅
状況	

通報様式(救急用)

件名	救急
本文	
住所	〇〇町 〇〇番地〇 〇〇宅
状況	

住所には、登録者の住所を記載します。状況に応じて、書き換えて使用してください。

## 5 通報の方法

登録アドレスから、メール119番通報をするときは、以下の手順で送信してください。

### 手順1 送信先アドレスを設定

メールを作成する画面を表示し、あて先にメール119番通報用アドレスを表示させます。

### 手順2 件名の設定

件名に、「救急」「火災」などの災害種別を入力します。

### 手順3 本文の作成

- (1) 救急車や消防車が必要な場所を、町名、番地号、宅名、共同住宅であれば、マンション名、部屋番号まで、正しく入力してください。
- (2) 外出先の場合は、建物名、ビルの場合は〇階、その場所の目標となる建物等、わかりやすく入力してください。
- (3) 症状または、災害状況を可能な限り詳しく入力してください。

例1 : 件名 救急  
(救急) 本文 江別市野幌代々木町80番地8 消防マンション2階  
202号室〇〇宅  
70歳の母親が急に倒れて、意識がない。

例2 : 件名 火災  
(火災) 本文 江別市3条1丁目1番地 市営住宅2号棟7階建ての  
4階から煙が出ている。

※ 上記通報例は、ほんの一例です。

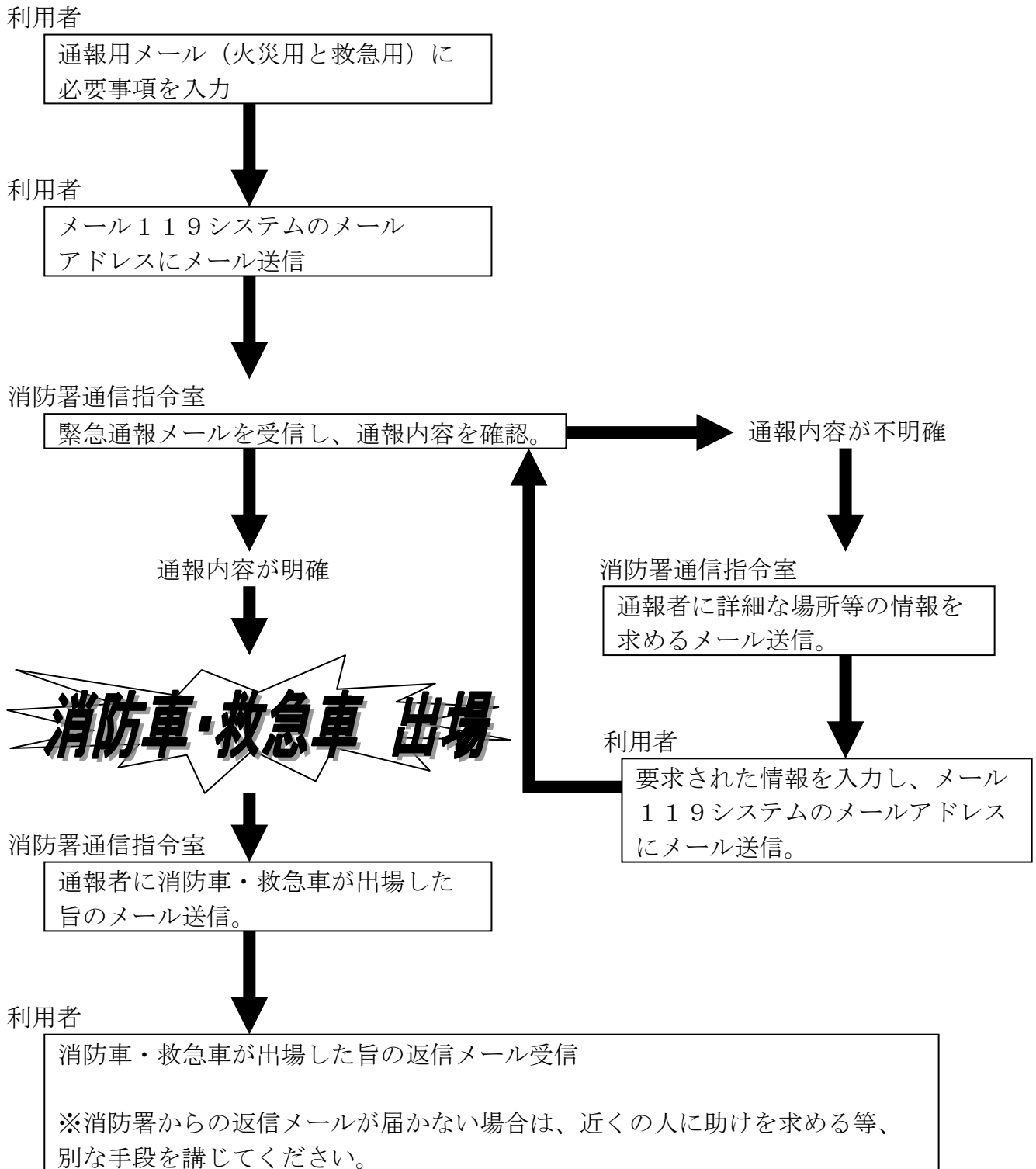
### 手順4 消防からの返信メールを確認

送信した通報メールが消防に届いたら、返信メールが送られてきます。

通報メールの内容が十分ではない場合、消防車や救急車を向わせる事が出来ません。その時は、「場所がわかりません。住所を確認して再送信してください。」などのように返信メールが来ますので、再度確認し正確な情報を送信してください。

消防車や救急車を向わせることが出来た場合、「消防車(救急車)が向いました」のような返信メールが来ます。その場所から離れずに安全なところで到着を待ってください。もし、2~3分経過しても返信メールが送られてこない場合、通報メールが消防に正常に届いていない可能性がありますので、近くにいる方に協力を求めるなど、別な手段で通報してください。

## 【通報から消防車・救急車の出場までの流れ】



## 6 登録者データの管理について

- (1) 登録された個人情報、メール119番通報システムに伴う業務の範囲内でのみ使用し、それ以外の目的には、使用しません。
- (2) 救急車や消防車の出場のために必要と判断した場合、登録されている緊急連絡先に連絡し、状況を説明したうえで、情報提供等の協力をお願いする場合があります。あらかじめご了承ください。

## Mail 119 service



**High Function Fire Command Center  
Ebetsu Fire Department**